

岩手県企業局管理規程第13号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(監督又は検査)</p> <p>第25条 <u>工事又は製造の請負契約の適正な履行を確保するための監督又は検査は、企業局建設工事監督検査規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第19号）により、又はその例により行うものとする。</u></p> <p><u>2 物件の供給その他の契約の給付の完了の確認は、別に定めるところにより、本庁の室課等の長又は事業所の長が行うものとする。</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(検査)</p> <p>第25条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する検査は、契約担当者又は契約担当者が命ずる職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。</u></p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第25条の2 <u>検査員（別に定める物品検収員を除く。次項において同じ。）は、検査を終了したときは、速やかに、検査に関する調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 検査員は、第20条第1項の規定に基づき契約書が省略された場合（同条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書面を徴した場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該契約に係る決裁書に当該検査員の検査済の表示をし、認印を押すことにより、検査に関する調書に代えることができる。</u></p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年<u>3.3パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。